

令和 5 年 度

総社市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

総 社 市 監 査 委 員

総 監 第 4 9 号
令和 6 年 8 月 2 2 日

総社市長 片 岡 聡 一 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 三 宅 啓 介

令和 5 年度総社市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、
審査に付された令和 5 年度総社市健全化判断比率及び資金不足比率にかかる算定基礎書類を
審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1

○審査の概要・意見

1	健全化判断比率	1
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	3
(3)	実質公債費比率	4
(4)	将来負担比率	6
2	資金不足比率	8
(1)	法適用企業	8
(2)	法非適用企業	9
3	審査の意見	10

(参考)

1	健全化判断比率等の算定対象	11
2	早期健全化基準，財政再生基準及び経営健全化基準の適用等について	12

(注)

- 文中に用いた金額は，原則として千円単位で表示した。
- 文中の比率及び数値は，表示単位未満を調整した。
- 文中に用いたポイントは，パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 各表中の符号の用法は，次のとおりである。

「－」	該当数値がないもの，算出不能又は無意味なもの
「0.0」	該当数値はあるが，単位未満のもの
「△」	負数又は減数

令和5年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

1 令和5年度 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 令和5年度 資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月8日まで

第3 審査の方法

市長から送付を受けた健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令等に準拠して適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかなどを中心に、関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し正確であると認められた。

○審査の概要・意見

1 健全化判断比率

本市の健全化判断比率の状況は次のとおりであり、いずれも国の示す基準において、財政の健全段階の範囲内であると認められた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額が赤字ではないため、また将来負担比率については、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、「－」で表示した。

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－	－	12.62	20.0
連結実質赤字比率	－	－	17.62	30.0
実 質 公 債 費 比 率	6.5	6.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	－	－	350.0	

比率ごとの状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模と比較し、財政運営の深刻度を示すものである。

なお、この比率は、これまで使われている実質収支比率と同じものである。

<算式>	実質赤字比率	＝ $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
------	--------	--

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であり「－」と表示した。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度対比	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	－	12.62

次表のとおり、本市の実質収支額は、373,053千円の黒字で、前年度に比べ775,823千円の減少となっている。

また、参考までに黒字の比率を求めたところ2.13％となり、前年度に比べ4.63ポイント低下している。

(実質収支額等)

(単位：千円，％，ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
一般会計	373,053	1,148,876	△775,823	△67.5
合 計 A	373,053	1,148,876	△775,823	△67.5
標準財政規模 B	17,443,024	16,989,847	453,177	2.7
<参考> 実質収支が黒字の場合の比率 A/B	2.13	6.76	△4.63	△68.5

(注) 実質収支額 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源の額

※標準財政規模について

標準財政規模は通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、市税等の標準税収入額等、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額となり、本市の場合は次のとおりである。

(単位：千円，％)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
標準財政規模	17,443,024	16,989,847	453,177	2.7
内 標準税収入額等	10,706,375	10,428,283	278,092	2.7
普通交付税額	6,583,738	6,230,545	353,193	5.7
臨時財政対策債発行可能額	152,911	331,019	△178,108	△53.8

標準財政規模は17,443,024千円で、前年度に比べ453,177千円増加している。
これは、普通交付税額及び標準税収入額等が増加したことによるものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計(一般会計、特別会計及び公営企業会計)の実質赤字額(公営企業会計においては資金不足額)の合計額を標準財政規模と比較するもので、会計間での赤字の調整を捉え、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものである。

<算式>	$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計等の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
------	---

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり「－」と表示した。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度対比	早期健全化基準
連結実質赤字比率	－	－	－	17.62

次表のとおり、本市の連結実質収支額は、2,253,192 千円の黒字で、前年度に比べ 994,018 千円減少している。これは主として、一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

また、参考までに黒字の比率を求めたところ 12.91％となり、前年度に比べ 6.20 ポイント低下している。

(実質収支額・資金不足額(又は剰余額))

(単位：千円，％，ポイント)

区		分	令和5年度	令和4年度	増 減 額	増 減 率
一般会計等			373,053	1,148,876	△775,823	△67.5
特別会計 のうち公 営企業以 外の会計		国 民 健 康 保 険	8,213	83,964	△75,751	△90.2
		後 期 高 齢 者 医 療	2,534	889	1,645	185.0
		介 護 保 険	171,482	175,106	△3,624	△2.1
公 営 企 業 会 計	法適用	水 道 事 業	1,262,361	1,428,327	△165,966	△11.6
		工 業 用 水 道 事 業	116,481	95,487	20,994	22.0
		下 水 道 事 業	319,068	314,557	4,511	1.4
	法非適用	国民宿舎事業費	0	4	△4	皆減
合 計 A			2,253,192	3,247,210	△994,018	△30.6
標 準 財 政 規 模 B			17,443,024	16,989,847	453,177	2.7
<参考> 連結実質収支等が黒字の場合の比率 A/B			12.91	19.11	△6.20	△32.4

(注) 1 一般会計・特別会計の実質収支額 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源の額

2 公営企業会計の資金不足額(又は剰余額) = 資金不足比率に算入する資金不足額と同額

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金を標準財政規模と比較し、地方公共団体の借金返済の負担度を示すものである。算定の対象は、全会計(一般会計、特別会計及び公営企業会計)に加え、一部事務組合等に係る負担も含まれる。

<算式>	$\text{実質公債費比率} = \frac{A + B - C - D}{\text{標準財政規模} - D}$	の3箇年の平均						
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">A：元利償還金</td> <td style="padding: 5px;">B：準元利償還金</td> <td style="padding: 5px;">C：特定財源</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> </table>			A：元利償還金	B：準元利償還金	C：特定財源	D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
A：元利償還金	B：準元利償還金	C：特定財源						
D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								

比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質公債費比率(3箇年の平均)	6.5	6.8	7.2	25.0
<参考>実質公債費比率(単年度)	5.8	6.2	7.5	—

実質公債費比率は6.5%で、前年度に比べ0.3ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。なお、単年度の比率でみると当年度は5.8%であり、前年度に比べ0.4ポイント改善している。

(比率算定に係る金額の内訳) (単位：千円, %, ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減 額 (R5←R4)	令和3年度
A 元利償還金 (一般会計等の公債費で、繰上償還額等は除く。)	2,770,692	2,752,346	18,346	2,684,936
B 準元利償還金 (主として公営企業会計等における元利償還に対する一般会計からの繰出金や将来の支払を約束した債務負担行為)	759,076	724,945	34,131	944,582
水道事業会計	82,171	87,030	△4,859	93,733
下水道事業会計	622,514	548,652	73,862	666,133
国民宿舎事業費特別会計	0	17,880	△17,880	41,867
一部事務組合への負担金等	1,452	9,686	△8,234	77,182
公債費に準ずる債務負担行為	52,939	61,697	△8,758	65,667
一時借入金の利子	—	—	—	—

C 特 定 財 源 (公債費に充当されているもの)	428,143	376,474	51,669	324,975
国・県からの利子補給	—	—	—	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	9,750	9,744	6	9,522
都市計画事業の財源として発行した地方債の償還金に充当した都市計画税	417,616	365,953	51,663	315,453
その他	777	777	0	0
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2,216,610	2,184,533	32,077	2,163,316
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	1,629,166	1,599,475	29,691	1,553,555
基準財政需要額に算入された公債費 (事業費補正分) (注2)	507,222	501,517	5,705	522,279
基準財政需要額に算入された元利償還金 (密度補正分) (注3)	80,222	83,541	△3,319	87,482
標 準 財 政 規 模	17,443,024	16,989,847	453,177	17,297,437
分 子 (A + B - C - D)	885,015	916,284	△31,269	1,141,227
分 母 (標準財政規模 - D)	15,226,414	14,805,314	421,100	15,134,121
実質公債費比率 (単年度)	5.8	6.2	△0.4	7.5

- (注) 1 主なものは、臨時財政対策債や合併特例債である。
2 主なものは、下水道費や道路橋りょう費の市債償還金である。
3 主なものは、一般会計出資債や簡易水道事業債償還金である。

A元利償還金は、前年度に比べ18,346千円増加している。これは主として、過去の事業に用いた地方債の償還額が増加したことによるものである。

B準元利償還金は、前年度に比べ34,131千円増加している。これは主として、下水道事業会計への繰出金が増加したことによるものである。

C元利償還金から控除される特定財源は、前年度に比べ51,669千円増加している。これは主として、都市計画事業関連の公債費が増加したことによるものである。

D元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ32,077千円増加している。これは主として、災害復旧費等に係る基準財政需要額が増加したことによるものである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の全会計の地方債残高、債務負担行為予定額及び土地開発公社・公営企業・一部事務組合及び第三セクターの損失補償等も含めた債務で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額を標準財政規模と比較し、将来の財政を圧迫する可能性を示したものである。

<算式> 将来負担比率 =	$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能な財源}}{\text{標準財政規模} - A}$
	A：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

比率は、次のとおりである。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和５年度	令和４年度	前年度対比	早期健全化基準
将来負担比率	－	－	－	３５０．０

令和５年度の将来負担比率は、将来負担額を充当可能な財源が上回っているため「－」で表示した。

参考までに充当可能な財源が将来負担額を超える場合に、当該超える額の標準財政規模に占める比率は△22.3％である。なお、この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低い。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，％，ポイント)

区 分		令和５年度	令和４年度	増 減 額	増 減 率
将 来 負 担 額		42,227,088	44,254,791	△2,027,703	△4.6
内 訳	一般会計等の地方債の現在高	29,886,093	31,825,003	△1,938,910	△6.1
	債務負担行為に基づく支出予定額	324,335	364,703	△40,368	△11.1
	公営企業債等償還のための繰入見込額	7,043,018	7,083,742	△40,724	△0.6
	組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	813,290	864,878	△51,588	△6.0
	総社広域環境施設組合	799,095	849,547	△50,452	△5.9
	岡山県広域水道企業団	14,195	15,331	△1,136	△7.4
	退職手当の負担見込額	4,158,259	4,116,466	41,793	1.0
	設立法人の負債額等の負担見込額	2,093	△1	2,094	－
	総 社 市 土 地 開 発 公 社	0	0	0	－
	制度融資等に係る損失補償 (総社市小口資金)	2,093	△1	2,094	－

地方債の償還等に充当可能な財源		45,631,044	46,325,834	△694,790	△1.5
内 訳	充 当 可 能 な 基 金	15,807,972	14,638,157	1,169,815	8.0
	充 当 可 能 な 特 定 歳 入	2,691,404	2,931,646	△240,242	△8.2
	国 庫 支 出 金 等	51,698	61,967	△10,269	△16.6
	地方債を財源とする貸付金の償還	14,302	23,824	△9,522	△40.0
	都 市 計 画 税	2,625,404	2,845,855	△220,451	△7.7
	そ の 他	0	0	0	—
	地方債現在高に係る基準財政需要額への算入見込額	27,131,668	28,756,031	△1,624,363	△5.6
A 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		2,216,610	2,184,533	32,077	1.5
標 準 財 政 規 模		17,443,024	16,989,847	453,177	2.7
分 子 (将来負担額 - 充当可能な財源)		△3,403,956	△2,071,043	△1,332,913	—
分 母 (標準財政規模 - A)		15,226,414	14,805,314	421,100	2.8
将 来 負 担 比 率		—	—	—	—

将来負担額は 42,227,088 千円で、前年度に比べ 2,027,703 千円減少している。これは主として、一般会計等の地方債の現在高が 1,938,910 千円減少したことによるものである。

地方債の償還等に充当可能な財源は 45,631,044 千円で、前年度に比べ 694,790 千円減少している。これは主として、地方債現在高に係る基準財政需要額への算入見込額が 1,624,363 千円減少したことによるものである。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、本市の資金不足比率の状況は次のとおりで、資金不足を生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲内であると認められた。

いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は「－」で表示した。

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0
工業用水道事業会計	－	－	
下水道事業会計	－	－	
国民宿舎事業費特別会計	－	－	

地方公営企業法を適用している法適用企業と適用していない法非適用企業ごとの状況は、次のとおりである。

(1) 法適用企業

本市の法適用企業は、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の3会計で、この資金不足額は、連結実質赤字比率に算入する資金不足額と同額である。

<算式>		資金不足比率 = $\frac{\text{資金不足額}\{(A+B-C)-D\}}{\text{事業規模}}$	
A：流動負債	B：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高		
C：流動資産	D：解消可能資金不足額		

(注) 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金不足が生じるなどの事情がある場合において、資金不足額から控除する一定の額

いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足率は「－」で表示した。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度対比	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	－	20.0
工業用水道事業会計	－	－	－	
下水道事業会計	－	－	－	

次表のとおり、水道事業会計は1,262,361千円、工業用水道事業会計は116,481千円、下水道事業会計は319,068千円の資金剰余金が生じている。

また、参考までに資金剰余額の比率を求めたところ、水道事業会計は126.3％、工業用水道事業会計は350.7％、下水道事業会計は42.3％となっている。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，%)

区 分	年 度	流動負債 (控除未払金等) A	算入する 地 方 債 現 在 高 B	流動資産 C	解消可能 資 金 不 足 額 D	資金剰余額 E	事 業 規 模 F	<参 考> 資金剰余額 の比率 E/F
水道事業 会 計	令和5年度	1,052,675	0	2,315,036	0	1,262,361	999,135	126.3
	令和4年度	569,729	0	1,998,056	0	1,428,327	1,004,054	142.3
	増 減 額	482,946	0	316,980	0	△165,966	△4,919	
工 業 用 水道事業 会 計	令和5年度	1,498	0	117,979	0	116,481	33,211	350.7
	令和4年度	1,516	0	97,003	0	95,487	33,007	289.3
	増 減 額	△18	0	20,976	0	20,994	204	
下 水 道 事業会計	令和5年度	457,103	0	776,171	0	319,068	754,181	42.3
	令和4年度	378,113	0	692,670	0	314,557	746,949	42.1
	増 減 額	78,990	0	83,501	0	4,511	7,232	

(注) 事業規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(2) 法非適用企業

本市の法非適用企業は、国民宿舎事業費特別会計の1会計で、この資金不足額は連結実質赤字比率に算入する資金不足額と同額である。

<算式>		資金不足比率 = $\frac{\text{資金不足額}\{(A+B-C)-D\}}{\text{事業規模}}$	
		A：繰上充用額 B：支払繰延額・事業繰越額 C：建設改良費等以外の経費に 充てるために起こした地方債の現在高 D：解消可能資金不足額	

- (注) 1 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 (= 形式赤字 + 継続費の定時繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- 2 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 3 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- 4 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金不足が生じるなどの事情がある場合において、資金不足額から控除する一定の額

資金不足額を生じていないため、資金不足比率は「－」で表示した。

(単位：%，ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度対比	経営健全化基準
国民宿舎事業費特別会計	－	－	－	20.0

次表のとおり、国民宿舎事業費特別会計は資金剰余額が生じていない。

(比率算定に係る金額の内訳)

(単位：千円，％)

区 分	年 度	繰 上 充用額 A	支払繰延額 事業繰越額 B	算入する地 方債現在高 C	解 消 可 能 資金不足額 D	資 金 剰 余 額 E	事業規模 F	<参 考> 資金剰余額 の 比 率 E / F
国民宿舎 事業費 特別会計	令和5年度	0	0	0	0	0	520,913	—
	令和4年度	0	0	0	0	4	563,502	0.0007
	増 減 額	0	0	0	0	△4	△42,589	

(注) 事業規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

3 審査の意見

以上のとおり、本市の財政状態は、健全化判断比率については国の示す早期健全化基準を、また、資金不足比率についても経営健全化基準をそれぞれ下回っており、健全段階の範囲内であると認められた。

今後においても、歳入確保に努めるとともに、事業の見直しを行うなど、将来を見据えた健全な長期的財政運営に取り組まれるよう期待するものである。

(参考1)

健全化判断比率等の算定対象

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		介護保険特別会計					
	法適用公営企業	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
	法非適用公営企業	国民宿舎事業費特別会計					
一部事務組合・広域連合		備南競艇事業組合					
		総社広域環境施設組合					
		湛井十二箇郷組合					
		岡山市市町村総合事務組合					
		岡山市市町村税整理組合					
		岡山県後期高齢者医療広域連合					
		岡山県広域水道企業団					
		大正池水利組合					
地方公社・第三セクター等		総社市土地開発公社					
		岡山県信用保証協会 (総社市中小企業保証融資)					

※ 第三セクター等のうち、要件に該当しない団体(債務補償契約を締結していないなど)

・総社市文化振興財団 ・スキーム音楽振興財団 ・そうじゃ地食べ公社

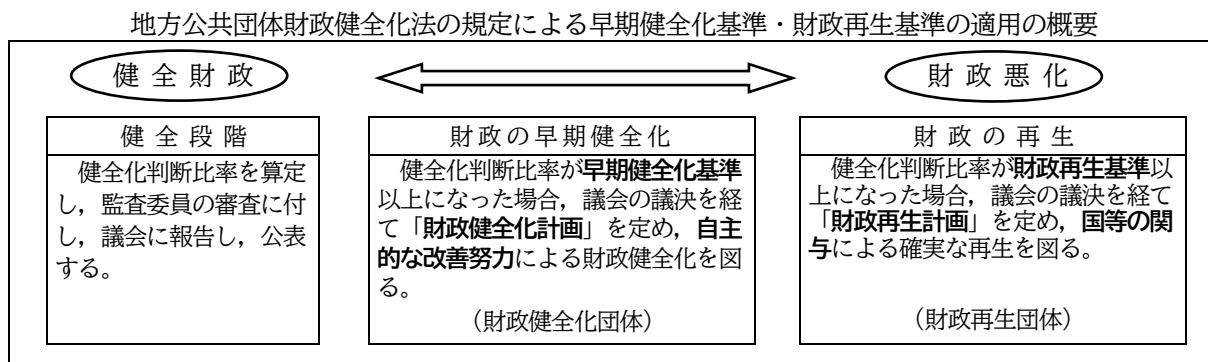
(参考2)

早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準の適用等について

1 早期健全化基準、財政再生基準の適用等

(1) 早期健全化基準、財政再生基準の適用

地方公共団体の財政破綻を未然に防止するため、早期健全化基準と財政再生基準の2段階で悪化をチェックすることが目的である。



(2) 早期健全化基準

区 分	早 期 健 全 化 基 準
実 質 赤 字 比 率	地方債協議・許可制度における許可移行基準(市町村 2.5～10%)と財政再生基準(20%)との中間値をとり、市町村は財政規模に応じ 11.25 ～ 15%とされている。 本市の場合は、標準財政規模が 50 億円以上 200 億円未満の団体ということで、算定の結果、基準は 12.62%となる。
連結実質赤字比率	公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ、実質赤字比率の基準に 5%を加えた 17.62%となる。
実 質 公 債 費 比 率	地方債協議・許可制度において、一般単独事業の起債が制限される基準である 25.0%とされている。
将 来 負 担 比 率	実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村の場合は 350.0%とされている。

(3) 財政再生基準

区 分	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している(旧)地方財政再建促進特別措置法の起債制限の基準を用い、市町村は 20.0%とされている。
連結実質赤字比率	実質赤字比率の基準に 10%を加えた 30.0%となる。
実 質 公 債 費 比 率	地方債協議・許可制度において公共事業の起債が制限される基準である 35.0%とされている。
将 来 負 担 比 率	この比率が悪化しても直ちに資金繰りに窮するわけではないので基準は設けられていない。

2 経営健全化基準の適用等

(1) 経営健全化基準の適用

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定め、健全化に取り組むことになる。

(2) 経営健全化基準

現行の地方債協議・許可制度における許可移行基準を勘案し、20.0%とされている。